様式第３－１

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

　島根県知事　　　　　　　　　　　様

（〒　　　－　　　　）

住　所

承継者名

　砂利採取法第６条第１項第１号から第５号まで及び第７号に規定されている下記欠格要件

　に該当しないことを誓約します。

　　なお、事実と相違していた場合は登録を取り消されても異議を申しません。

記

　１　砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなつた日から２年を経過しない者（第１号）

２　第１２条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者（第２号）

３　第３条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第12条第１項

 の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取

 業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの（第３号）

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定す

 る暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（第７号において

　「暴力団員等」という。）（第４号）

５　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（第５号）

６　暴力団員等がその事業活動を支配する者（第７号）